

ポイント 連結子法人は、連結納税の開始又は加入前に生じた単体欠損金については、原則的には連結納税には持ち込むことができません、それまでの欠損金は切捨てられていました。

平成 22 年度税制改正により**特定連結欠損金**として各連結法人の個別所得の範囲内で繰越控除が可能となりました。

A11 連結欠損金の限度超過額について計算してみましょう。(連結欠損金に特定連結欠損金が含まれる場合について考えてみましょう)

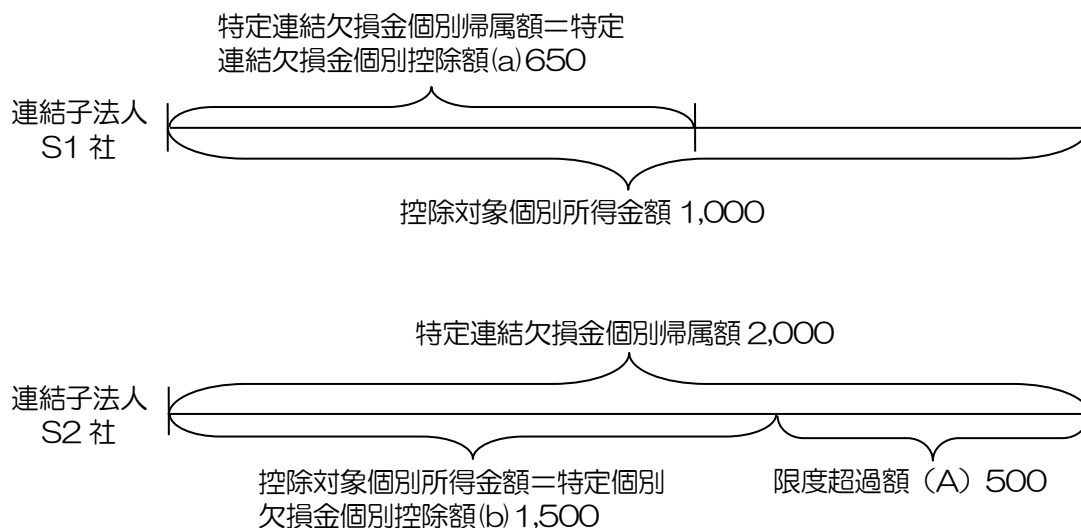
連結法人	控除前連結所得金額	連結欠損金	
連結親法人 P 社	3,600	4,800	非特定
連結子法人 S1 社	1,000	650	特定
連結子法人 S2 社	1,500	2,000	特定
合計	6,100	7,450	

①まず控除対象となる所得金額と特定連結欠損金とを比較します。

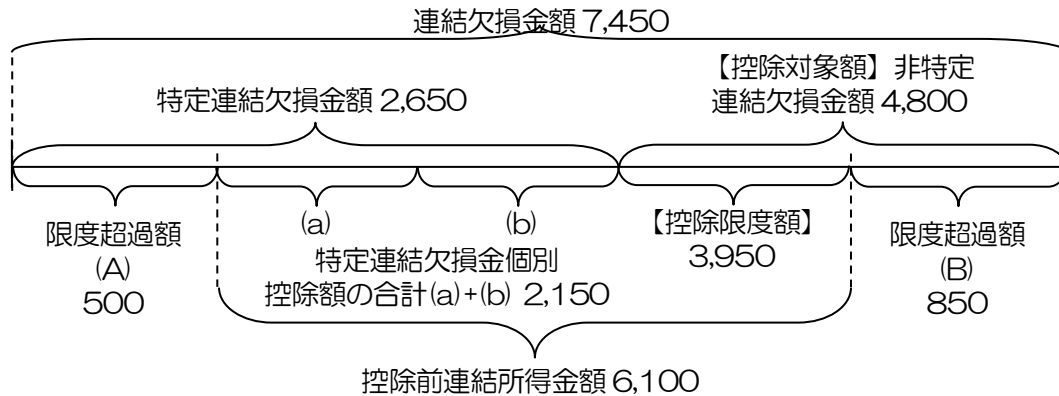
S1 社 $1,000 > 650$ 650 から先に控除されます。

S2 社 $1,500 > 2,000$ 1,500 から先に控除されます。

500 部分は翌期の S2 社の特定連結欠損金となります。



②次に上記①により控除できなかった所得金額は非特定連結欠損金から控除されます。



③翌期に繰り越される連結欠損金は、①の500と②の850となります。

—留意事項—

① 連結親法人の連結納税開始前の単体欠損金以外の欠損金のことを**特定連結欠損金**といいます。

ア. 特定連結子法人の最初の連結事業年度開始前7年以内に生じた欠損金額

特定連結子法人とは、連結納税の開始又は加入時において資産の時価評価制度が適用されない子法人をいい、連結承認日の属する連結親法人事業年度開始の日が平成22年4月1日以後である連結子法人の欠損金について適用されます。

イ. 連結親法人若しくは連結子法人を合併法人とし、連結外法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合の欠損金額。

連結親法人を合併法人とした適格合併で引き継がれた欠損金は、親法人の個別所得を限度とする親法人の特定連結欠損金となります。

この規定は、平成22年10月1日以後の適格合併から適用されます。

ウ. 連結親法人と完全支配関係がある他の内国法人で、連結親法人若しくは連結子法人が発行済株式等の全部または一部を有するものの残余財産が確定した場合の欠損金額。

この規定は、平成22年10月1日以後の解散から適用されます。

② 特定連結欠損金以外の連結欠損金を**非特定連結欠損金**といいます。